

## 血管診療技師認定試験 症例リスト作成の手引き

症例リストは、血管に関する総経験数 100 件とする（100 件以上は記載不要）。

検査、検査介助、治療、治療介助、1 患者 1 項目について 1 件の記載とする。ただし医師の指示のもと自ら実施する治療手技については 1 患者 10 件まで経験件数としてカウントできる（詳細は理学療法士の経験要件参照）。

ここでいうところの「血管」とはリンパ管を含む。また大動脈、四肢動脈、頸動脈、腎動脈など、臓器外にあると思われる血管は含まれるが、脳、心臓などの臓器内にあると考えられる血管の検査、治療は含まれない。

症例リストには経験 100 件を記入し、実施年月日、実施コード（検査→1、検査介助→2、治療→3、治療介助→4、見学→5、実践教室→6）を記入すること。個人情報に関しては各施設基準に準じ、氏名および患者 ID の一部、または全部を隠すなどの対応をとること。またその経験を証明する指導医師の捺印と医師が会員である学会の会員番号を記入すること。他施設における経験の場合、当該施設の指導医師の捺印と医師が会員である学会の会員番号を記入すること。

症例リストとあわせて、経験 100 件を証明する症例証明（所見用紙、手術記録、カルテなど）のコピーを提出する。症例証明には、症例リストと同じ通し番号を記入し、番号順に閉じること。縮小コピーなどしてなるべく 1 件 A4 用紙 1 枚とする。

「**検査実施件数**」とは、医師の指示により血管に係る検査を自ら実施した件数、

「**検査介助件数**」とは、医師または他の医療職者による検査を介助した件数、

「**治療件数**」とは、医師の指示による血管に係る治療を自ら実施した件数、

「**治療介助件数**」とは、医師の行う治療を介助した件数である。

「**実践教室件数**」とは、看護師向けのワークショップで行った症例の件数である。

ただし現在認められているのは、日本フットケア学会時の実践教室で、かつ CVT 認定機構が認めたものに限る。

なお、各国家資格で認められない検査・治療、ないし所属施設で経験不可能な事柄については「**見学**」も認める。ただし見学は 1 種類の経験につき 1 件を限度とし、最大 40 件とする。

◆「血管に関する検査」とは、

- ・血管超音波検査（心臓は含まない）
- ・ABI（ドプラ法、オシロメトリック法、光電脈波法でもよい）
- ・TBI
- ・トレッドミル運動負荷検査（NIRS 含む）
- ・脈波検査
- ・CTA
- ・MRA
- ・動脈造影（conventional angiography）
- ・静脈造影
- ・リンパ管造影
- ・サーモグラフィー
- ・経皮酸素分圧
- ・QOL 調査
- ・FMD 検査
- ・Endo PAT
- ・SPP など

◆「血管に関する治療」とは、

- ・トレッドミルなどでの運動療法
- ・レジスタンストレーニング、ROM 訓練、リンパ誘導マッサージ等の理学療法
- ・血行再建術（血管内手術含む）
- ・交感神経切断術
- ・静脈瘤手術（硬化療法含む）
- ・IVC フィルター留置術・抜去術
- ・LDL アフェレシス等
- ・リム&フットケア（ストッキング指導、リンパ誘導マッサージ、炭酸浴、ハドマー）
- ・高気圧酸素療法
- ・血管新生療法
- ・シャント造設術 など

血管形成術中の IVUS や大動脈瘤手術中の経食道エコーなどは、検査介助としてもよいし治療介助としてもよい。

血管診療技師認定試験受験のための基礎資格には、臨床検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士、

看護師、准看護師、理学療法士があり、各職種に許された医療行為の範囲が異なるため、資格による経験要件を以下のように定める。

### ■臨床検査技師

検査実施件数 60 件以上必要。内、超音波検査（MR、IVUS は除く）を 30 件以上、理学的あるいは機能的診断法（ABI/PWV、TBI、SPP、TcPO<sub>2</sub>、運動負荷後 ABI、跛行距離測定、サーモグラフィー、指尖容積脈波、FMD、APG など）2 項目以上を計 20 件以上含むものとする。検査介助、治療介助経験は必須ではない。総数 100 件。

### ■診療放射線技師

検査実施件数 60 件以上必要。内、超音波検査（MR、IVUS は除く）を 30 件以上、放射線使用検査（CTA など）あるいは MRA を 20 件以上含むものとする。検査介助、治療介助経験は必須ではない。総数 100 件。

### ■臨床工学技士

検査介助件数 30 件以上かつ治療介助件数 30 件以上を必要とする。検査実施経験は必須ではない。総数 100 件。

### ■理学療法士

運動療法や理学療法の治療実施件数 60 件以上を必要とする。  
その他治療介助、検査介助、見学を含め総数 100 件。  
医師の指示のもと自ら実施する治療手技については 1 患者 10 件まで経験件数としてカウントできるが、複数回の治療経験を提出する場合、1 患者につき 1 回 1 名の経験としか使用できない（1 患者につき複数回の治療介助は認めない）。また、同一病態の治療手技に関しては最大 5 症例とする。1 患者につき複数回の経験を提出する場合は、症例レポート\*の提出を必要とする。症例レポートの内容も受験資格として評価され、内容不備と判断されれば、受験資格として認めない場合もある。

※複数回の治療経験をまとめた症例レポートは、A4 用紙 1 枚に患者の年齢、性別、主訴、現病歴、既往歴、脈管検査所見、診断、治療内容、考察（特に治療前後の変化に関する）を含め、指導医、所属長の署名捺印を必要とする。症例レポートを提出した場合、カルテコピー等は不要である。同一症例について複数の治療者が関わった場合、受験者の治療実施期間ないし日時を明確にすること（同一日の経験の共有は認めない）。

### ■看護師および准看護師

経験内容の内訳は問わない。総数 100 件。